

東京都エネルギー環境計画書 作成ガイドライン 【概要編】

エネルギーの
『環境性の向上』
に向けて

令和 8 年 7 月
東京都環境局気候変動対策部

目次

①東京都エネルギー環境計画書制度の背景と目的	1
②対象事業者	4
③「エネルギー環境計画書」及び「エネルギー状況報告書」の提出	5
④制度のフロー	7
⑤温室効果ガスの排出量等の報告	8
⑤－ 1 未調整排出係数、基礎排出係数、調整後排出係数の報告	10
⑤－ 2 未調整 CO ₂ 排出量、基礎 CO ₂ 排出量、調整後 CO ₂ 排出量の算定	10
⑤－ 3 把握率の報告	10
⑤－ 4 再生可能エネルギー利用量・利用率の算定方法	13
⑤－ 5 F I T 電気利用量・利用率の算定方法	15
⑤－ 6 再エネ証書かつ再エネ電源利用率及び新設再生可能エネルギー利用率の算定方法	16
⑤－ 7 電力メニュー別基礎排出係数/調整後排出係数等の算定方法	17
⑤－ 8 未利用エネルギー等の利用率の算定方法	19
⑥令和6年4月条例改正による制度強化の方針	20
⑦特定事業者による公表	22

①東京都エネルギー環境計画書制度の背景と目的

東京都エネルギー環境計画書制度は、平成 17 年 3 月の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下環境確保条例とする）」の改正に基づき創設された制度です。

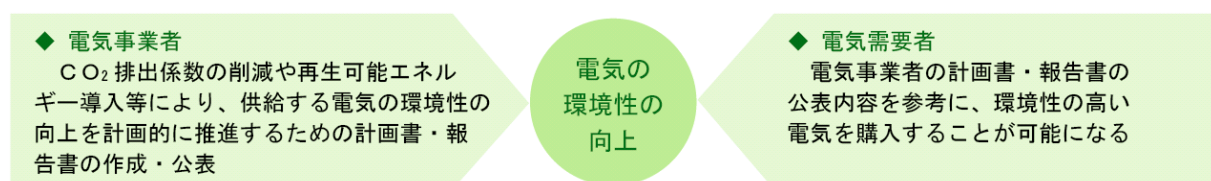
本制度の背景には、電力の小売の部分自由化の開始があります。

平成 12 年の電気事業法の改正により電力の小売が自由化され、一般電気事業者に加えて特定規模電気事業者が都内の一定規模以上の電気需要者に対して電気を供給できるようになりました。その後平成 28 年 4 月からの電力の小売全面自由化により、国の登録を受けた小売電気事業者が、都内の一般家庭を含めた全ての電気需要者に対して電気を供給できるようになって以降、本制度の対象事業数は増加し、令和 7 年度末現在 273 者となっております。

本制度の目的は「電気的环境性」を高めていくものです。制度対象事業者には CO₂ 排出係数の低減や再生可能エネルギー導入等を計画的に推進いただくため、条例に基づき計画書・報告書の作成及び公表を行っていただきます。電気の消費者である都民の皆様は、計画書や報告書などの公表内容を参考に、環境性の高い電気の購入が可能となります。

さらに都は、2050 年「ゼロエミッション東京」の実現に向け、2030 年までの行動が極めて重要との認識の下、温室効果ガス排出量を 50%削減する「カーボンハーフ」を令和 4 年 2 月に表明いたしました。本制度におきましても令和 4 年 12 月の環境確保条例の改正を経て令和 6 年 4 月より本制度を大きく改正し、都が制度対象事業者における再生可能エネルギー電力の使用割合を 50%程度とする目標水準を定めるなどの強化を行いました。

- 東京都エネルギー環境計画書制度は、電気事業者に対し、CO₂ 排出係数(1 キロワット時当たりの電気の供給に伴い排出される CO₂ の量)の削減を計画的に推進していただくことにより、都内に供給される電気の環境性の向上を目指すものです。
- これら電気事業者の取組内容を公表することにより、電気需要者が環境に配慮した電気事業者を選択することが容易になります。



東京都エネルギー環境計画書制度の目的

○キャップ&トレード制度での電気の排出係数について

都内の大規模事業所を対象とした「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（キャップ&トレード制度）」では、大規模事業所に CO₂ 排出量の算定と報告を求めています。電気の排出係数はこれまで原則固定していましたが、第 4 計画期間（2025 年度）から、大規模事業所が実際に契約している小売電気事業者等の排出係数（実排出係数）により算定する制度改正を行いました。併せて、大規模事業所が使用したエネルギーに含まれる再生可能エネルギー利用割合が追加されました。これらの報告には、エネルギー環境計画書制度で報告された「基礎排出係数」（非化石電源調整済）と「再生可能エネルギー利用率」が使用されます。

また、都内の中小規模事業所が CO₂ 排出量の算定と報告を行う「地球温暖化対策報告書制度」も、2024 年度実績分から同様に実排出係数により算定する制度改正が行われています。

○「小売電気事業者による再エネ電源先行拡大事業」について

東京都は、自ら又は発電事業者と連携して再エネ設備を新たに設置し、その再エネ設備で発電された電力を都内電力需要家に供給する小売電気事業者に対し、再エネ設備の設置に要する経費の一部を助成しています。

令和 7 年度には、データセンターをはじめとする大規模な電力需要の増加に備え、小売電気事業者による再生可能エネルギーの供給力をより高めるため、新たな助成メニューを創設するとともに、事業期間を令和 12 年度まで延長しました。令和 8 年度は、更なる再生可能エネルギーの供給拡大に向け、予算規模の拡充及び助成要件の緩和等を行いました。是非ご活用ください。

詳細は、下記 URL をご覧ください。

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/kouri-saiene/>

○東京都各種補助金での再エネ 100%電力メニューの活用について

東京都では、一部の補助金において、申請者等が再エネ 100%電力メニューを契約していることを条件に補助金の上乗せ等を行っています。

▶R8 年 6 月現在、上乗せ等がある補助事業は以下のとおりです。

・電気自動車等の普及促進事業（EV・PHEV に対する補助）

・燃料電池自動車等の普及促進事業（FCV に対する補助）

（上記 2 事業の詳細 <https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev> ）

・災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業（蓄電池、エコキュート、分譲マンションエコジョーズに対する補助）

（https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/adiabatic_solor）

・充電設備普及促進事業（EV 等充電設備に対する補助）

（<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/all-evcharge>）

補助額の上乗せ対象の再エネ 100%電力メニューとして、「エネルギー環境計画書様式 B 2 シート情報」に基づいて都が作成・公表する電力メニュー別の一覧表において、再生可能エネルギー利用率が 100%となっているメニューを指定しています。

【再エネ 100%電力メニューを提供・計画されている小売電気事業者様へのお願い】

補助金の上乗せ可否につきましては、電力契約書や Web のお客様画面など、「契約メニューの名称、提供事業者、契約者名、供給している住所」の情報が確認できる書類を補助金申請者から提出いただき審査しています。

その際、契約書等に記載の契約メニューの名称と、計画書様式 B 2 シートにご記載いただいた該当メニューの「商品名等」を照合しますので、「商品名等」の欄は、販売している商品、消費者自身が契約している電力メニューがどのメニューにあたるか判断できるよう、電力契約書やマイページ等で表示するメニュー名と一致するように記載をお願いいたします。該当するメニューが複数ある場合は、羅列してください。メニュー名の変更やメニューの追加があった際には、変更届を提出し、必ず修正・追記するようお願いいたします。

また、契約書等での表記が東京都エネルギー環境計画書でご提出いただいているどのメニューに該当するか不明な場合、上記補助金の受付・審査を行っている「クール・ネット東京」という団体から、契約書等に記載のメニューが、東京都エネルギー環境計画書でご提出されているメニューのいずれにあたるものか確認のご連絡や、資料の提供依頼をさせていただく場合がございます。

大変恐れ入りますが、「クール・ネット東京」からの問い合わせがございましたら、ご対応いただきますよう、何卒ご協力をお願いいたします。

(参考) クール・ネット東京について

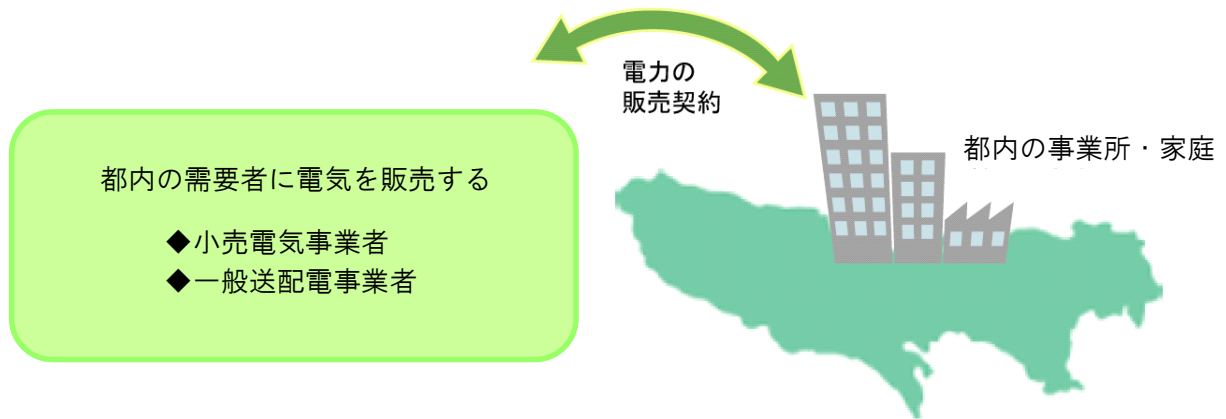
公益財団法人東京都環境公社が平成 20 年 2 月 4 日に東京都からの指定を受け、同年 4 月 1 日に開設した東京都地球温暖化防止活動推進センター。クール・ネット東京は当該センターの愛称。

<https://www.tokyo-co2down.jp/guide/about>

②対象事業者

(指針第2)

エネルギー環境計画書制度の対象事業者（＝特定事業者）は、環境確保条例施行規則によって、都内に電気を供給している「小売電気事業者」、「一般送配電事業者」とされています。



特定事業者の範囲

(電気事業法より抜粋)

第2条

- 一 小売供給 一般の需要に応じ電気を供給することをいう。
- 二 小売電気事業 小売供給を行う事業（一般送配電事業、特定送配電事業及び発電事業に該当する部分を除く。）をいう。
- 三 小売電気事業者 一般電気事業を営むことについて次条登録を受けた者をいう。
- 八 一般送配電事業 自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び電力量調整供給を行う事業（発電事業に該当する部分を除く。）をいい、当該送電用及び配電用の電気工作物により次に掲げる小売供給を行う事業（発電事業に該当する部分を除く。）を含むものとする。
 - イ その供給区域（離島（その区域内において自らが維持し、及び運用する電線路が自らが維持し、及び運用する主要な電線路（第二十条の二第一項において「主要電線路」という。）と電氣的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限る。）及び同項の指定区域（ロ及び第二十一条第三項第一号において「離島等」という。）を除く。）における一般の需要（小売電気事業者又は登録特定送配電事業者（第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者をいう。）から小売供給を受けているものを除く。ロにおいて同じ。）に応ずる電気の供給を保障するための電気の供給（以下「最終保障供給」という。）
 - ロ その供給区域内に離島等がある場合において、当該離島等における一般の需要に応ずる電気の供給を保障するための電気の供給（以下「離島等供給」という。）
- 九 一般送配電事業者 一般送配電事業を営むことについて第三条の許可を受けた者をいう。

③「エネルギー環境計画書」及び「エネルギー状況報告書」の提出

(指針第2)

特定事業者は、環境確保条例により、「エネルギー環境計画書」及び「エネルギー状況報告書」の提出が義務づけられています。

○ 「エネルギー環境計画書」及び「エネルギー状況報告書」の概要は以下のとおりです。

	エネルギー環境計画書	エネルギー状況報告書
提出 対象者	当年度（2026 年 7 月末日時点）、都内に 電気を供給する事業者	前年度（2025 年度）、都内に電気を供給し た事業者
期日	毎年度 7 月末日	毎年度 7 月末日
内容	基礎排出係数の抑制に係る措置及び目標 (当年度目標、次年度目標、長期目標年度(2030 年度))	- 前年度排出された未調整 CO₂ 排出量、基礎 CO₂ 排出量、調整後 CO₂ 排出量 - 前年度の未調整排出係数、基礎排出係数、調整後排出係数及びその抑制の措置の進捗状況
	再生可能エネルギー供給量の割合の拡大に係る措置及び目標 (当年度から 2030 年度までの各年度の目標) (再生可能エネルギー利用率など)	前年度の再生可能エネルギー供給量及びその割合の拡大に係る措置の進捗状況 (再生可能エネルギー利用率など)
	供給する電気における電源構成、再エネ証書かつ再エネ電源利用率、新設再生可能エネルギー利用率、属性等	供給した電気における電源構成、再エネ証書かつ再エネ電源利用率、新設再生可能エネルギー利用率、属性等
	- メニューの多様化に係る措置 - メニューごとの電源構成、新設再生可能エネルギー利用率、属性等	- メニューの多様化に係る措置 - メニューごとの電源構成、新設再生可能エネルギー利用率、属性等
	その他地球温暖化の対策に関する事項 - 未利用エネルギー等による発電に係る措置及び目標 - 火力発電所における熱効率の向上に係る措置及び目標 - 都内の電気需要者への地球温暖化対策に係る措置 - その他の地球温暖化対策に係る措置	その他地球温暖化の対策に関する事項の進捗状況 - 未利用エネルギー等による発電に係る措置の進捗状況 - 火力発電所における熱効率の向上に係る措置の進捗状況 - 都内の電気需要者への地球温暖化対策に係る措置の進捗状況 - その他の地球温暖化対策に係る措置の進捗状況

※提出方法：可能な限り、オンライン受付システムにてお願いします。

(指針第5-11及び指針第6-10)

- 特定事業者は、エネルギー環境計画書及びエネルギー状況報告書の提出の際、以下の事項をあわせて提出してください。なお、算出に係る根拠については、東京都環境局より質問や資料の提出をお願いさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- エネルギー環境計画書の添付書類

環境報告書（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号）第2条第4項の環境報告書をいう。）、これに類する冊子等を作成している場合においては、当該環境報告書等を添付してください。

- エネルギー状況報告書の添付書類

- (1) 電気の供給に伴い排出された CO₂ に係る係数（1kWh 当たり CO₂ 排出量）等の資料
電気の供給に伴い排出された 1kWh 当たり CO₂ 排出量（未調整排出係数/基礎排出係数/調整後排出係数）等の算定の根拠となる、**地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に係る国への排出係数についての提出書類の写し（温対法様式）**
- (2) 再生可能エネルギー由来の電気の供給に係る発電所の状況を示す資料
再生可能エネルギー由来の電気の供給に係る発電所について、その名称、発電種別、供給電力量等を示す資料
- (3) 再生可能エネルギー利用量等の資料
排出量調整無効化を行ったことを確認できる書類
- (4) メニュー別調整後排出係数等の算定に係る資料
メニュー別基礎排出係数/調整後排出係数等の算定の根拠となる、**温対法に係る国への排出係数についての提出書類の写し（温対法様式）**
- (5) その他知事が必要と認める書類
(1) から (4) までのほか、報告書の内容を説明するものとして知事が必要と認める書類

(指針第5-12)

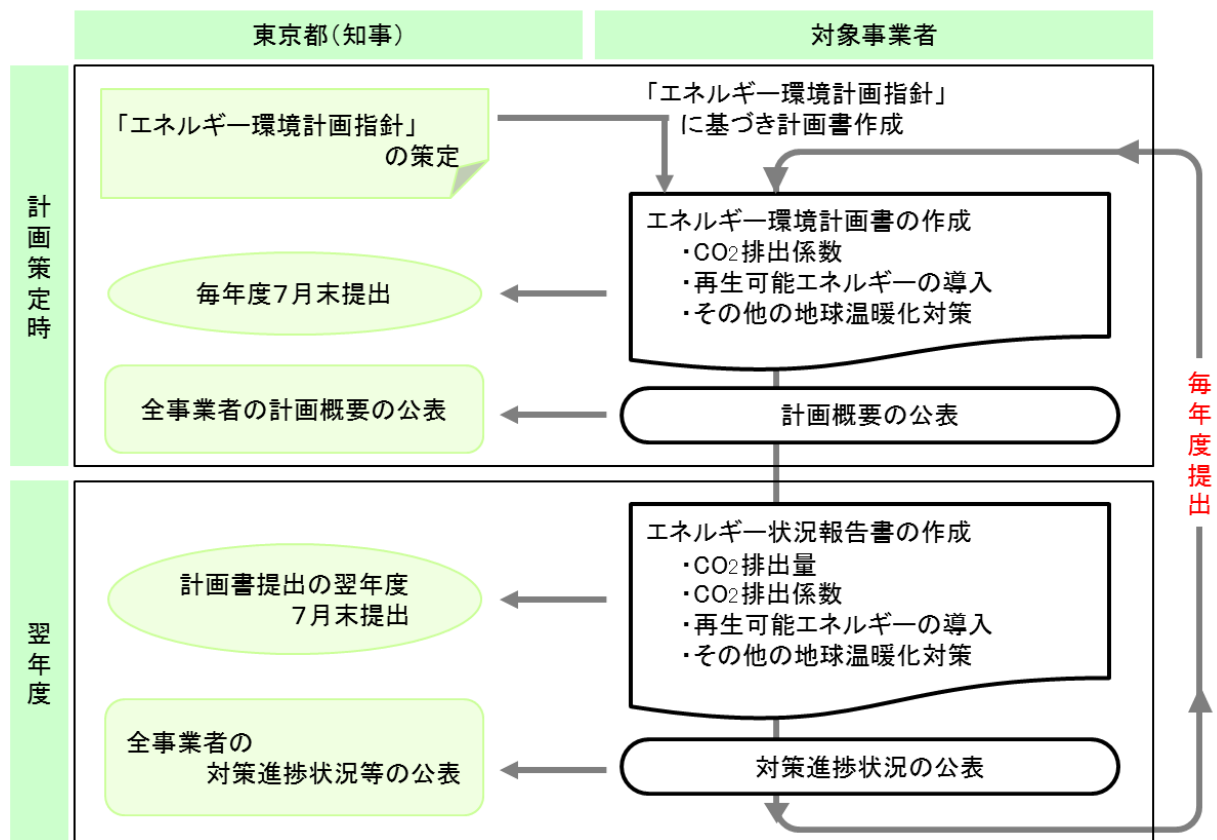
- 特定事業者は、計画書により示したメニューに関する事項について変更があった場合、「エネルギー環境計画書変更届出書」を提出することができます。提出に当たっては、変更に関する添付書類もあわせて提出してください。また、当該変更届出書を提出した場合は、速やかに公表の内容も変更してください。

変更届の様式は下記 URL にございます。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/supplier/guidelines_ordinance

④制度のフロー

○ エネルギー環境計画書制度のフローは以下のようになります。



エネルギー環境計画書制度のフロー

⑤温室効果ガスの排出量等の報告

(指針第3)

特定事業者は、毎年度、前年度における都内への電気の供給に伴い排出される温室効果ガスの量として、CO₂排出量や再生可能エネルギー利用量等を報告します。

○ 特定事業者が報告する数値は、以下のものとなります。

・エネルギー環境計画書

項目	単位
基礎排出係数 ^{※1}	kg-CO ₂ /kWh
再生可能エネルギー利用量及び利用率 ^{※2※4}	千 kWh、%
再エネ証書かつ再エネ電源利用率 ^{※3※5}	%
新設再生可能エネルギー利用率 ^{※3※6}	%
電源構成 ^{※3}	%
都内へ供給する電気の属性 ^{※3}	kW
メニュー別基礎排出係数、メニュー別調整後排出係数及びメニュー別再生可能エネルギー利用率 ^{※3}	kg-CO ₂ /kWh、%
メニューごとの電源構成、新設再生可能エネルギー利用率等及び属性 ^{※3}	%
未利用エネルギー等による利用量及び利用率 ^{※1}	千 kWh、%

※1：報告年度：当年度、次年度、2030 年度

※2：報告年度：当年度～2030 年度までの間

※3：報告年度：当年度

※4：再生可能エネルギー利用量及び利用率；再生可能エネルギー利用量は、再エネ証書を取得したものに相当する電気の供給の量（ただし、電気の供給の量から再エネ証書を発行していない再生可能エネルギーを利用した発電による電気の供給の量を減じた量を上限とする。）及び再エネ証書を発行していない再生可能エネルギーを利用した発電による電気の供給の量。再生可能エネルギー利用率は、電気の供給の量のうち、再生可能エネルギー利用量の割合。

※5：再エネ証書かつ再エネ電源利用率；再エネ証書かつ再エネ電源利用量は、再生可能エネルギー利用量のうち、再生可能エネルギーを利用した発電（再エネ電源）による電気の供給の量。再エネ証書かつ再エネ電源利用率は、電気の供給の量のうち、再エネ証書かつ再エネ電源利用量の割合。

※6：新設再生可能エネルギー利用率；新設再生可能エネルギー利用量は、再エネ証書かつ再エネ電源のうち、2024 年度以降に運転を開始する電源から調達し供給した電気の量。新設再生可能エネルギー利用率は、電気の供給の量のうち、新設再生可能エネルギー利用量の割合。

・エネルギー状況報告書

項目	単位
特定エネルギーの供給に伴い排出された温室効果ガスの量※ ¹	千 t-CO ₂
未調整排出係数、基礎排出係数、調整後排出係数※ ¹	kg-CO ₂ /kWh
把握率※ ²	%
再生可能エネルギー利用量及び利用率※ ¹ ※ ³ 、F I T 電気利用量及び利用率※ ¹ 、※ ⁶	千 kWh、%
再エネ証書かつ再エネ電源利用率※ ² ※ ⁴	%
新設再生可能エネルギー利用率※ ² ※ ⁵	%
電源構成※ ²	%
都内へ供給した電気の属性※ ²	kW
メニュー別基礎排出係数、メニュー別調整後排出係数及びメニュー別再生可能エネルギー利用率※ ²	kg-CO ₂ /kWh、%
メニューごとの電源構成、新設再生可能エネルギー利用率等及び属性※ ² ※ ⁵	%
未利用エネルギー等による利用量及び利用率※ ¹	千 kWh、%

※¹：報告年度：前年度及び前々年度

※²：報告年度：前年度

※³：再生可能エネルギー利用量及び利用率；再生可能エネルギー利用量は、再エネ証書を取得したものに相当する電気の供給の量（ただし、電気の供給の量から再エネ証書を発行していない再生可能エネルギーを利用した発電による電気の供給の量を減じた量を上限とする。）及び再エネ証書を発行していない再生可能エネルギーを利用した発電による電気の供給の量。再生可能エネルギー利用率は、電気の供給の量のうち、再生可能エネルギー利用量の割合。

※⁴：再エネ証書かつ再エネ電源利用率；再エネ証書かつ再エネ電源利用量は、再生可能エネルギー利用量のうち、再生可能エネルギーを利用した発電（再エネ電源）による電気の供給の量。再エネ証書かつ再エネ電源利用率は、電気の供給の量のうち、再エネ証書かつ再エネ電源利用量の割合。

※⁵：新設再生可能エネルギー利用率；新設再生可能エネルギー利用量は、再エネ証書かつ再エネ電源のうち、2024 年度以降に運転を開始する電源から調達し供給した電気の量。新設再生可能エネルギー利用率は、電気の供給の量のうち、新設再生可能エネルギー利用量の割合。

※⁶：F I T 電気利用量及び利用率；F I T 電気利用量は、F I T 電気から調達した再生可能エネルギー電気に係る非化石証書を取得したものに相当する量。F I T 電気利用率は、電気の供給の量のうち、F I T 電気利用量の割合。

⑤ー１ 未調整排出係数、基礎排出係数、調整後排出係数の報告

未調整排出係数、基礎排出係数、調整後排出係数は、温対法に基づく国への提出書類での報告値を、報告してください。(kg-CO₂/kWh)

$$\begin{aligned}
 \text{未調整排出係数} &= \frac{\text{未調整CO}_2\text{排出量}}{\text{販売電力量}} \\
 \text{基礎排出係数} &= \frac{\text{未調整CO}_2\text{排出量} + \text{FIT・非FIT調整CO}_2\text{排出量} - \text{非化石電源CO}_2\text{削減相当量} - \text{国内認証排出削減量(再エネ)}}{\text{販売電力量}} \\
 \text{調整後排出係数} &= \frac{\text{未調整CO}_2\text{排出量} + \text{FIT・非FIT調整CO}_2\text{排出量} - \text{非化石電源CO}_2\text{削減相当量} - \text{国内認証排出削減量(再エネ)} - \text{国内認証排出削減量(再エネ以外)} - \text{海外認証排出削減量}}{\text{販売電力量}}
 \end{aligned}$$

- FIT・非FIT調整CO₂排出量
小売電気事業者が調達した「抜け殻電気」を全電源平均相当の排出量としたもの
- 非化石電源CO₂削減相当量
小売電気事業者が調達した非化石証書を全電源平均相当の排出削減量としたもの
- 国内認証排出削減量（再エネ）
グリーン電力証書およびJ-クレジットのうち再生可能エネルギー電気にかかるものによるCO₂排出削減相当量
- 国内認証排出削減量（再エネ以外）
J-クレジットのうち省エネ・森林によるものによるCO₂排出削減相当量
- 海外認証排出削減量
JCM-海外認証によるCO₂排出削減相当量

⑤ー２ 未調整 CO₂ 排出量、基礎 CO₂ 排出量、調整後 CO₂ 排出量の算定

未調整 CO₂ 排出量(千 t-CO₂) = 未調整排出係数(kg-CO₂/kWh) × 都内供給電力量(千 kWh) ÷ 1000

基礎 CO₂ 排出量(千 t-CO₂) = 基礎排出係数(kg-CO₂/kWh) × 都内供給電力量(千 kWh) ÷ 1000

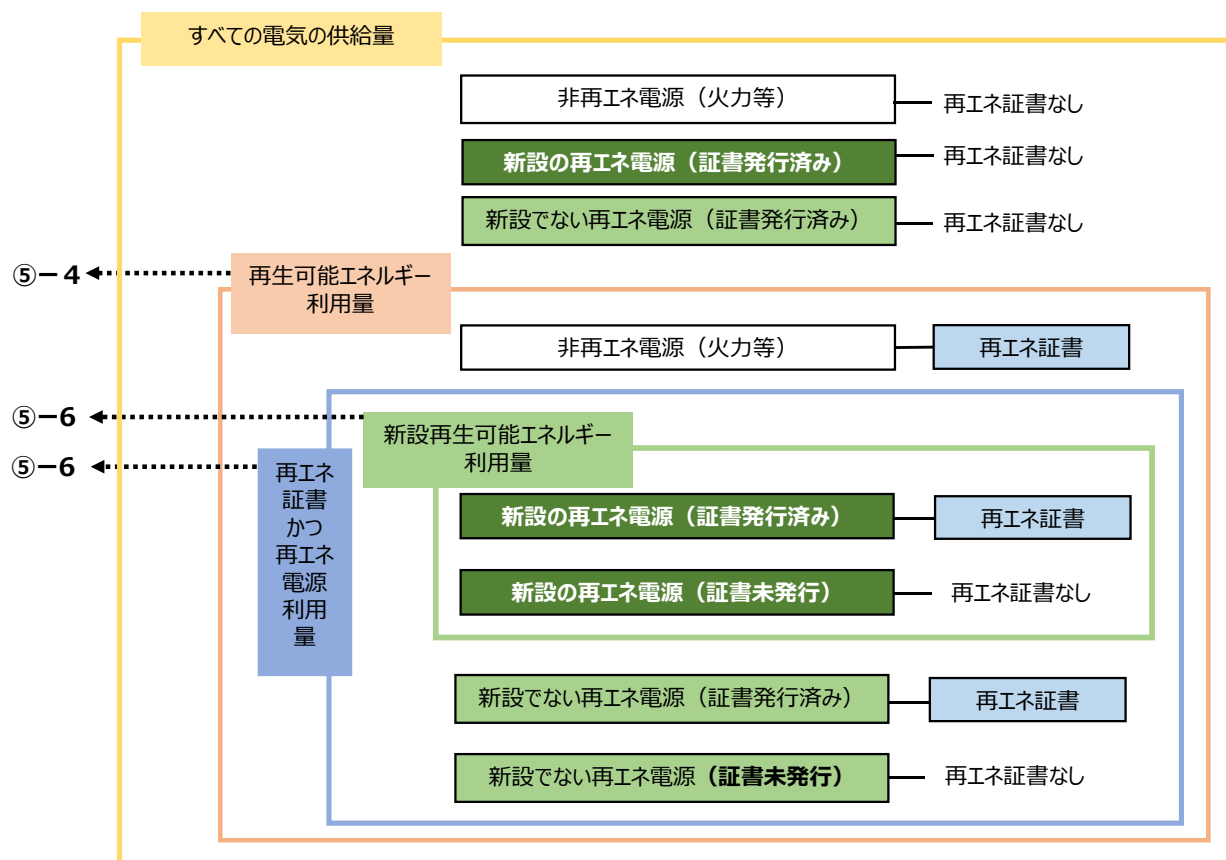
調整後 CO₂ 排出量(千 t-CO₂) = 調整後排出係数(kg-CO₂/kWh) × 都内供給電力量(千 kWh) ÷ 1000

⑤ー３ 把握率の報告

把握率は、温対法に基づく国への提出書類での報告値を、報告してください。

◆再生可能エネルギー利用量、再エネ証書かつ再エネ電源利用量、新設再生可能エネルギー利用量、再エネ証書について◆

再生可能エネルギー利用量、再エネ証書かつ再エネ電源利用量、新設再生可能エネルギー量の範囲を下図にて示します。また、証書未発行電源以外の再エネ電源及び非再エネ電源に紐づける再エネ証書の範囲を下表に示します。



算定項目に使用できる証書

算定項目	証書	グリーン 電力証書	J-クレジット証書		JCM 海外認証	FIT非化石 証書	非FIT非化石証書	
			再エネ	省エネ 森林			再エネ指定 有	再エネ指定 無
未調整排出係数		—	—	—	—	—	—	—
基礎排出係数		○	○	—	—	○	○	○
調整後排出係数		○	○	○	○	○	○	○
メニュー別基礎排出係数		○	○	—	—	○	○	○
メニュー別調整後排出係数		○	○	○	○	○	○	○
再エネ利用量		○	○	—	—	○	○	—
再エネ証書かつ再エネ電源利用量		○	○	—	—	○	○	—
新設再生可能エネルギー利用量		○	○	—	—	○	○	—
FIT電気利用量		—	—	—	—	○	—	—

グリーン電力証書は、再生可能エネルギーによって発電された電力の電気以外の価値を証書化したものです。

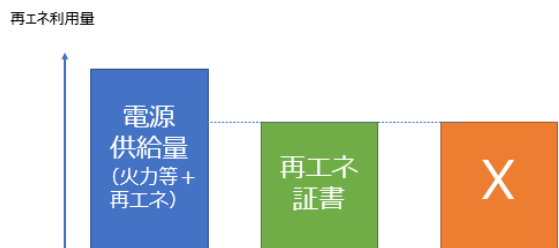
J-クレジット証書は、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による CO₂ 等の排出削減量、適切な森林管理による CO₂ 等の吸収量を「クレジット」としたものです。

JCM 海外認証は、二国間クレジット制度（JCM）により、途上国等への優れた脱炭素技術等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価し証書化したものです。

■再生可能エネルギー利用量における供給量と再エネ証書の関係

○再生可能エネルギー利用量（＝X）算定方法

例）電源供給量 ＞ 再エネ証書 の場合



○再生可能エネルギー利用量（＝X）算定方法

例）電源供給量 ＜ 再エネ証書 の場合



■再エネ証書かつ再エネ電源利用量における再エネ電源供給量と再エネ証書の関係

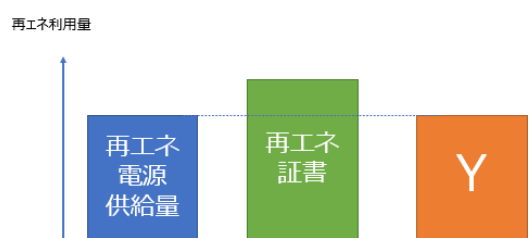
○再エネ証書かつ再エネ電源利用量（＝Y）算定方法

例）再エネ電源供給量 ＞ 再エネ証書 の場合



○再エネ証書かつ再エネ電源利用量（＝Y）算定方法

例）再エネ電源供給量 ＜ 再エネ証書 の場合

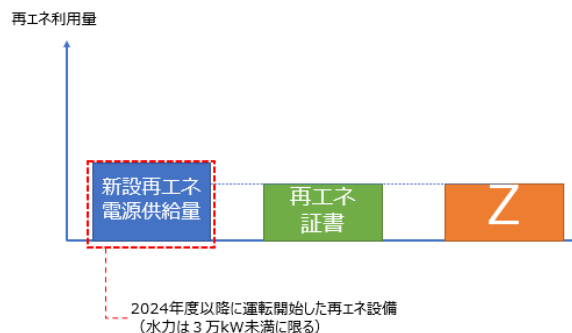


※別の電源の再エネ証書でも可

■新設再生可能エネルギー利用量における新設再エネ電源と再エネ証書の関係

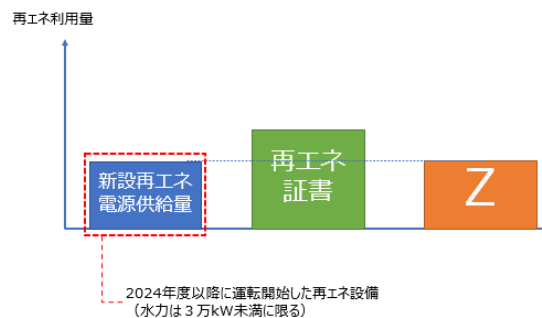
○新設再生可能エネルギー利用量（＝Z）算定方法

例）新設再エネ電源供給量 ＜ 再エネ証書 の場合



○新設再生可能エネルギー利用量（＝Z）算定方法

例）新設再エネ電源供給量 ＞ 再エネ証書 の場合



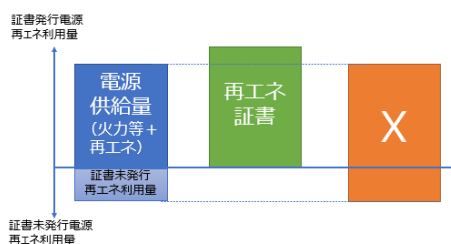
※別の電源の再エネ証書でも可

■証書未発行再エネ利用量について

○証書未発行の再エネ利用量についての算定方法

・再生可能エネルギー利用量（＝X）、再エネ証書かつ再エネ電源利用量（＝Y）に加算する。

・対象電源が2024年度以降に運転開始した証書未発行の再エネ設備（水力は3万kW未満に限る）の場合、新設再生可能エネルギー利用量（＝Z）に加算する。



※証書未発行の再エネ利用量は、非化石証書等を発行せず、環境価値を有している再エネ電源からの調達量を指します。

⑤ー４ 再生可能エネルギー利用量・利用率の算定方法

(指針第３－２（８）)

再生可能エネルギー利用率は、再エネ証書を取得したものに相当する電気の供給の量と、再エネ証書を発行していない再生可能エネルギーを利用した発電による電気の供給の量の和（再生可能エネルギー利用量）を、全ての電気の供給の量で除して求めます。

- 再生可能エネルギー利用量・利用率は、以下の式により求められます。

$$\begin{array}{l}
 \boxed{\text{再生可能エネルギー利用量}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{再エネ証書を取得したものに} \\ \text{相当する電気の供給量} \\ \text{（再エネ証書付与電気量）} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{c} \text{再エネ証書を発行していない再生可能エネルギーを利用した発} \\ \text{電による電気の供給量} \\ \text{（証書未発行の再エネ電源からの電気量）} \end{array}} \\
 \\
 \boxed{\text{再生可能エネルギー利用率}} = \frac{\boxed{\text{再生可能エネルギー利用量}}}{\boxed{\text{全ての電気の供給量}}}
 \end{array}$$

- 再エネ証書を取得したものに相当する電気の供給量（**再エネ証書付与電気量**）、再エネ証書を発行していない再生可能エネルギーを利用した発電（**再エネ電源**）による電気の供給量（**証書未発行の再エネ電源からの電気量**）及び全ての電気の供給量は、使用端電力量とします。
- 再エネ証書を取得したものに相当する電気の供給量（**再エネ証書付与電気量**）は、全ての電気の供給量から再エネ証書を発行していない再生可能エネルギーを利用した発電による電気の供給量を減じた量を上限とします。
- 再エネ証書を取得したものに相当する電気の供給量（**再エネ証書付与電気量**）は再エネ証書を付与した電気の供給量で、電源種にはこだわられません。
- 再エネ証書を発行していない再生可能エネルギーを利用した発電（**再エネ電源**）による電気の供給量（**証書未発行の再エネ電源からの電気量**）において、再生可能エネルギーを利用した発電（**再エネ電源**）には、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス*が該当します。
- 再エネ利用量として利用できる再エネ証書は以下とします。

算定項目 \ 証書	グリーン電力証書	J-クレジット証書		JCM海外認証	FIT非化石証書	非FIT非化石証書	
		再エネ	省エネ森林			再エネ指定有	再エネ指定無
再エネ利用量	○	○	—	—	○	○	—

※バイオマス発電

再生可能エネルギーとして認められるバイオマス発電は、持続可能性が示された燃料を用いたものに限られます。

持続可能性が示された燃料とは、「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）」※１（資源エネルギー庁）に準じます。持続可能性が示された燃料とは、「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）」※１（資源エネルギー庁）に準じます。

廃プラなど廃棄物による発電は未利用エネルギー発電※２、それ以外の持続可能性が認められないバイオマス燃料（認証のない輸入木質チップ / 木質ペレット、認証のないパーム油）は火力発電になります。

※１

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_biomass.pdf

※２

未利用エネルギー発電については本ガイドラインP 20を参照ください。

⑤-5 F I T電気利用量・利用率の算定方法

(指針第3-2(9))

F I T電気利用率は、再生可能エネルギー利用量のうちF I T電気利用量を、全ての電気の供給の量で除して求めます。

○ F I T電気利用量・利用率は、以下の式により求められます。

$$\text{FIT電気利用率} = \frac{\text{FIT電気利用量}}{\text{全ての電気の供給量}}$$

- F I T電気利用量及び全ての電気供給量は、使用端電力量とします。
- F I T電気利用量は、F I T非化石証書を取得したものに相当する電気の供給量で、電源種にはこだわられません。
- 証書はF I T非化石証書のみを対象とします。

算定項目 \ 証書	グリーン 電力証書	J-クレジット証書		JCM 海外認証	FIT非化石 証書	非FIT非化石証書	
		再エネ	省エネ 森林			再エネ指定 有	再エネ指定 無
FIT電気利用量	—	—	—	—	○	—	—

⑤ー6 再エネ証書かつ再エネ電源利用率及び新設再生可能エネルギー利用率の算定方法

(指針第 3-1(10),(11) 第 3-2(10),(11) 第 5-6(2),(3) 第 6-5(2),(3))

特定事業者は、供給する電気及び供給した電気における再エネ証書かつ再エネ電源利用率、新設再生可能エネルギー利用率を算定し、報告するものとする。

- 再エネ証書かつ再エネ電源利用率は、以下の式により求められます。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{再エネ証書かつ} \\ \text{再エネ電源利用率} \end{array}} = \frac{\boxed{\text{再エネ証書かつ再エネ電源利用量}}}{\boxed{\text{全ての電気の供給量}}}$$

- 新設再生可能エネルギー利用率は、以下の式により求められます。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{新設再生可能エネルギー} \\ \text{利用率} \end{array}} = \frac{\boxed{\text{新設再生可能エネルギー利用量}}}{\boxed{\text{全ての電気の供給量}}}$$

- 再エネ証書かつ再エネ電源利用量、新設再生可能エネルギー利用量及び全ての電気の供給量は、使用端電力量とします。
- 再エネ証書かつ再エネ電源利用量は、再生可能エネルギー利用量（⑤ー4参照）のうち、再生可能エネルギーを利用した発電（再エネ電源）による電気の供給の量とします。
再生可能エネルギーを利用した発電には、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス※が該当します。（⑤ー4参照）
- 新設再生可能エネルギー利用量は、再エネ証書かつ再エネ電源利用量のうち、2024 年度以降に運転開始（水力発電設備は出力 3 万 kW 未満のみ対象）の再エネ電源から調達し供給した電気の量とします。

●使用できる証書は以下とします。

算定項目 \ 証書	グリーン電力証書	J-クレジット証書		JCM 海外認証	FIT非化石証書	非FIT非化石証書	
		再エネ	省エネ森林			再エネ指定有	再エネ指定無
再エネ証書かつ再エネ電源利用量	○	○	—	—	○	○	—
新設再生可能エネルギー利用量	○	○	—	—	○	○	—

⑤ー７ 電力メニュー別基礎排出係数/調整後排出係数等の算定方法

(指針第 3-1(12)～(15) 第 3-2(12)～(16) 第 5-7,8,10(7),(8),12 第 6-6,7,9(6))

特定事業者はメニューに係る以下の事項について値を算定・把握し、報告します。

- ✓メニュー別の基礎排出係数/調整後排出係数
- ✓メニュー別の再生可能エネルギー利用率
- ✓メニュー別の再エネ証書かつ再エネ電源利用率
- ✓メニュー別の新設再生可能エネルギー利用率

○ メニュー別基礎排出係数/調整後排出係数を以下の式によって算定・把握し報告します。

$$\text{メニュー別基礎排出係数} = \frac{\text{メニューごとの基礎CO}_2\text{排出量}}{\text{メニューごとの電気の供給量}}$$

$$\text{メニュー別調整後排出係数} = \frac{\text{メニューごとの調整後CO}_2\text{排出量}}{\text{メニューごとの電気の供給量}}$$

○ メニュー別再生可能エネルギー利用率を以下の式によって算定・把握し報告します。

$$\text{メニュー別再生可能エネルギー利用率} = \frac{\text{メニューごとの再生可能エネルギー利用量}}{\text{メニューごとの電気の供給量}}$$

○ メニュー別再エネ証書かつ再エネ電源利用率を以下の式によって算定・把握し報告します。

$$\text{メニュー別再エネ証書かつ再エネ電源利用率} = \frac{\text{メニューごとの再エネ証書かつ再エネ電源利用量}}{\text{メニューごとの電気の供給量}}$$

○ メニュー別新設再生可能エネルギー利用率を以下の式によって算定・把握し報告します。

$$\text{メニュー別新設再生可能エネルギー利用率} = \frac{\text{メニューごとの新設再生可能エネルギー利用量}}{\text{メニューごとの電気の供給量}}$$

●メニュー別基礎排出係数の算定に使用できる証書は以下とします。

算定項目 \ 証書	グリーン 電力証書	J-クレジット証書		JCM 海外認証	FIT非化石 証書	非FIT非化石証書	
		再エネ	省エネ 森林			再エネ指定 有	再エネ指定 無
メニュー別基礎排出係数	○	○	—	—	○	○	○

●メニュー別調整後排出係数の算定に使用できる証書は以下とします。

算定項目 \ 証書	グリーン 電力証書	J-クレジット証書		JCM 海外認証	FIT非化石 証書	非FIT非化石証書	
		再エネ	省エネ 森林			再エネ指定 有	再エネ指定 無
メニュー別調整後排出係数	○	○	○	○	○	○	○

⑤－８ 未利用エネルギー等の利用率の算定方法

(指針第 5－9 (1))

未利用エネルギー等を利用した発電による電気の供給の量及び未利用エネルギー等利用率(電気の供給の量のうち未利用エネルギー等を利用した発電による電気の供給の量の割合をいう。)の目標値を設定している場合には、その値を示すものとします。

- 未利用エネルギー等の利用率は、以下の式により求められます。

$$\text{未利用エネルギー等利用率} = \frac{\text{未利用エネルギー等を利用した発電による電気の供給量}}{\text{全ての電気の供給量}}$$

- 未利用エネルギー等による電気の供給量(他社発電分を含む)及び全ての電気の供給量は、使用端電力量とします。
- 清掃工場による発電のうちバイオマス以外の燃料による電気の供給量については「未利用エネルギー等による電気の供給量」に含めることができます。

未利用エネルギー等に該当するエネルギー
以下のものが未利用エネルギー等に該当します。

- (1) 工場の廃熱又は排圧
- (2) 廃棄物(バイオマスを除く。)の燃焼に伴い発生する熱
- (3) 超高圧地中送電線からの廃熱
- (4) 変電所の廃熱
- (5) 高炉ガスその他の副生ガス※

備考 未利用エネルギー等による発電について、発電のために化石燃料等を同時に使用した場合においては、当該燃料等の有するエネルギーに相当する分の電気の発電量は、未利用エネルギー等による発電量には含めません。

※ 高炉ガスは製鉄等の工業プロセスから発生するもので化石燃料由来ではないことから未利用エネルギーに該当します。
なお、コークス炉ガスは石炭製品の精製過程から発生するものであり、化石燃料由来のため未利用エネルギーに該当しません。
また、コークス炉ガスから発電する回生電力は投入済みのエネルギー(化石燃料等)に対して発電効率を高めたもののため未利用エネルギーに該当しません。

⑥令和6年4月条例改正による制度強化の方針

(指針第4)

特定事業者は、再生可能エネルギーを利用した発電による電気の供給の拡大等による、温室効果ガス排出量の抑制に係る措置等について、以下のとおり取り組みます。

(指針本文)

第4 再生可能エネルギーを利用した発電による電気の供給の拡大等による温室効果ガス排出量の抑制に係る措置等

1 再生可能エネルギー利用率の目標水準

特定事業者が第5 5(2)により設定する2030年度における再生可能エネルギー利用率の目標値(以下「2030年度再生可能エネルギー利用率目標」という。)の水準は50%程度とする。

● 都は「都内に供給する電力に占める再エネ電力割合※の2030年度目標水準」を設定・提示

※非化石証書(再エネ)、グリーン電力証書、J-クレジット(再エネ)等による再エネ価値の割合

- ✓ 制度対象事業者が定める目標の指針として、都が新たに目標水準を設定します。
- ✓ 都内電力消費量に占める再エネ電力割合を2030年に50%程度とする都の目標を踏まえて、設定する目標水準は50%程度とします。
- ✓ 再エネ電力割合※は、FIT非化石証書、非FIT非化石証書(再エネ)、グリーン電力証書、J-クレジット(再エネ)による再エネ価値により算出 ※FIT電力割合も、同様に、FIT非化石証書により算定(ただし、相対契約による再エネ電力の調達で、証書を発行しない場合も含む。)

(指針本文)

2 2030年度再生可能エネルギー利用率目標の達成に向けた利用拡大

特定事業者は、2030年度再生可能エネルギー利用率目標の達成に向け、再生可能エネルギーを利用した発電による電気の利用の拡大に努めなければならない。

- 制度対象事業者は、都の目標水準を踏まえた2030年度目標の設定と、2030年度までの各年度の計画の策定を行い、これらを報告・公表すること
- 設定した2030年度目標の達成に向け、再エネ利用拡大に努めること

- ✓ 制度対象事業者は、2030年度目標の達成に向けた計画を具体化するため、各年度の計画値を報告・公表します。

- 制度対象事業者は、調達した電力の電源構成、再エネ価値かつ再エネ電源の割合、再エネ種別等に加え、発電所の所在地・運転開始時期等の計画・実績を報告・公表すること

- ✓ 需要家が自らの考えに合った電力調達先を選定できるよう、再エネ価値による再エネ割合のほか、電源構成等の供給電力の詳細を報告・公表します。

(再エネ価値かつ再エネ電源割合)

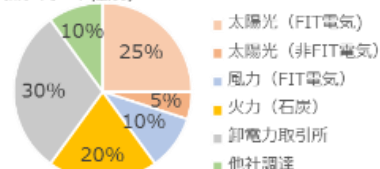
	令和○年度
再エネ割合(再エネ価値)	4.5%
再エネ価値かつ再エネ電源	4.0%

- ✓ 非化石証書にも記載される、調達元の発電所に関する情報※についても報告・公表します。

(※電源種別/再エネ種別、発電所名称/所在地、設置者名、FIT/FIP認定の有無、発電規模(出力)、運転開始日)

ただし、競争上又は事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれる事項は、公表に含めないことができる(下記参照)。

(電源構成・再エネ種別)



公表内容に含めないことができる事項は以下のとおり。(ただし、計画書・報告書への記載は必要)

- ・発電事業者又は需要家との契約により、第三者への公開ができないもの
- ・他の特定事業者その他の関係事業者との競争関係により、経営に大きく影響するもの

このとき、公表しない事項の箇所及び理由を都に報告すること。

また、電力需要家が、電力の調達先の選定の際に必要な情報を得られるよう、当該事項を含めて電力需要家からの照会に対応する体制を構築し、その体制を公表するよう努めること。

(指針本文)

3 新設再生可能エネルギー発電設備からの供給拡大

特定事業者は、新設再生可能エネルギー発電設備からの供給の拡大に努めなければならない。

- 制度対象事業者は、「**2024年度以降に新たに設置した再エネ電源**」の利用拡大に努めるとともに、その**調達計画や、都内供給電力量に占めるその調達割合の実績**を報告・公表すること

- ✓ 再エネ電源拡大を促進するため、意欲的な取組が見える化するとともに、再エネ電源の増加につながる電力に対する需要家ニーズにも対応することが重要
- ✓ 2024年度（供給年度）以降に新たに設置した再エネ発電所※からの調達について報告・公表
※大規模水力（3万kW以上）は除く。
- ✓ 数値に表れない再エネ電源の増加につながる取組も報告・公表（自治体支援、オンサイトPPA等）

- **非FITバイオマス発電所※から再エネ電力を調達する場合は、持続可能性に配慮した燃料を利用する発電所から調達すること**

- ✓ 今後の再エネ電力の拡大に当たり、特にバイオマスについて持続可能性への配慮が重要
- ✓ 具体的には、燃料となる輸入木材・PKS・パーム油等について、持続可能性に関する第三者認証※を取得していることを示してください。
※FIT制度において認められた第三者認証（RSPO等）

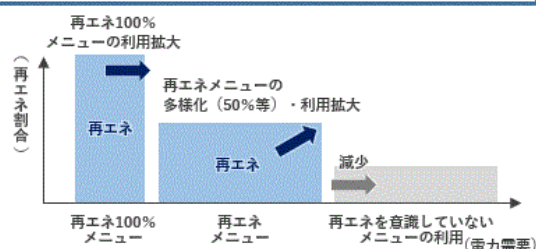
(指針本文)

4 多様な再エネ電力メニューの提供

特定事業者は、再生可能エネルギーを利用する複数のメニューを提供するよう努めなければならない。ただし、再生可能エネルギーのみを利用するメニューのみを提供する場合は、この限りでない。

- 制度対象事業者は、**多様な再エネ電力メニューの提供に努めること**
- 多様なメニューの提供に対する考え方を示すとともに、**実際に提供したメニューごとの情報（再エネ電力割合や販売時の商品情報等）※**について報告・公表すること

- ✓ コスト等を踏まえた多様な需要家ニーズに応えられるよう、多様な再エネメニュー※の提供に努めること
（※再エネ100%メニュー、再エネ割合が50%以上のメニューなど）
- ✓ 需要家が実際に選択できる電力商品の情報を得られるよう、都内に供給するメニューに関する情報※を報告・公表



- ※・各事業者全体の計画・実績として提出いただく内容と同様の内容
（再エネ電力割合・量、調整後CO2排出係数、電源構成、調達発電所の情報、再エネ価値かつ再エネ電源割合、新設再エネ割合）
・販売時の商品情報（電力プラン名・URL等）、CO2排出係数や再エネ割合に関する契約等による確約の有無

- **計画書提出時点で供給する電力メニューの内容（計画値）もあわせて報告・公表すること**
- 電力メニューを変更した場合は、更新した情報を都に提出（任意）。都公表にも反映

- ✓ 実績だけでなく、現に供給しているメニュー情報を公表することで、再エネ選択を促進
- ✓ 年度途中の変更や新設があれば、都へ変更届を提出すること（任意）。都側でも速やかに公開内容を変更します。

⑦特定事業者による公表

(指針第5-10及び指針第6-9)

- 特定事業者は、以下の事項を公表してください。公表方法は、エネルギー環境計画書及びエネルギー状況報告書で選択したものとしてください。

・エネルギー環境計画書

	項目	様式
1	特定事業者の概要	第1号様式 その1
2	地球温暖化の対策の取組方針	第1号様式 その2
3	地球温暖化の対策の推進体制	第1号様式 その2
4	特定エネルギーの供給に伴い排出される温室効果ガスの量の抑制に係る措置及び目標	第1号様式 その2
5	再生可能エネルギーの利用による電気の供給の量の割合の拡大に係る措置及び目標	第1号様式 その3
6	供給する電気における電源構成、新設再生可能エネルギー利用率、供給する電気の属性等	第1号様式 その3
7	メニューの多様化に係る措置	第1号様式 その4
8	メニューごとの電源構成、供給する電気の属性等	第1号様式 その4
9	その他地球温暖化の対策に関する事項	第1号様式 その5

・エネルギー状況報告書

	項目	様式
1	特定事業者の概要	第2号様式 その1
2	特定エネルギーの供給に伴い排出された温室効果ガスの量	第2号様式 その2
3	特定エネルギーの供給に伴い排出された温室効果ガスの量及びその抑制に関する措置の進捗状況	第2号様式 その2
4	再生可能エネルギーの利用による電気の供給の量の割合及びその拡大に係る措置の進捗状況	第2号様式 その2
5	供給した電気における電源構成、新設再生可能エネルギー利用率、供給した電気の属性等	第2号様式 その3
6	メニューの多様化に係る措置	第2号様式 その4
7	メニューごとの電源構成、供給する電気の属性等	第2号様式 その4
8	その他地球温暖化の対策に関する事項の進捗状況	第2号様式 その5

問い合わせ先：

東京都環境局

気候変動対策部計画課

E-mail：tokyo_enekan@ml.metro.tokyo.jp